



福岡医発第2102号(地)

平成23年 1月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

第三者行為事故にかかる求償事務への協力について

診療報酬明細書(以下、レセプトとする。)では、厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき「患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載が義務付けられています。

しかしながら、第三者行為によるものと認められた場合においても、特記事項欄への表示がなされていないと思われる事例が散見されることから、今般、福岡県国民健康保険団体連合会(別紙1)並びに全国健康保険協会福岡支部(別紙2)より、第三者行為事故におけるレセプトの特記事項欄への表示、並びに窓口における加入者(被保険者)への届出の説明などについて、会員への周知並びに協力依頼が別添のとおりありました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県国民健康保険団体連合会においては、別紙1-2のとおり直接「各保険医療機関」宛に協力依頼文書が送付(平成23年2月上旬予定)されますことを申し添えます。また、全国健康保険協会福岡支部においては、別紙2-2のとおり「各医療機関ご担当者」宛文書が作成されておりますので、貴会会員への周知の際はご活用くださいますようお願いいたします。

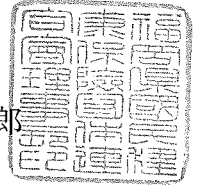
小郡三井医師会より

自賠医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

福岡保連第 126 号
平成 23 年 1 月 12 日

福岡県医師会
会 長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長 山 本 康 太 郎



第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書
「特記事項」欄の記載依頼文書の送付について(お願い)

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

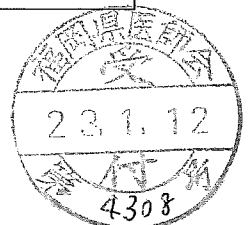
さて、本会におきましては、保険者(市町村・国保組合)・福岡県後期高齢者医療広域連合から、第三者行為損害賠償求償事務の委託を受け事業を実施しているところであります。

診療報酬請求明細書(以下「レセプト」という。)では、厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき「患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載が義務付けられておりますが、記載されていない医療機関が多い状況にあります。このことにつきましては、第三者求償事務該当レセプトを把握する上で、大変重要な役割を果たしております。

今後、第三者求償事務の円滑な事業推進に向け、各保険医療機関へ別紙の通り、交通事故等による「第三者行為該当レセプト」の特記事項欄記入についての協力依頼文書を送付することといたしましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(文書取扱)

福岡県国民健康保険団体連合会
総務部 求償課 求償係
電話番号 092-642-7815



福岡県国民健康保険団体連合会
平成23年2月※※日

各保険医療機関 様

福岡県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書
「特記事項」欄の記載について(お願い)

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)では、交通事故等による第三者行為該当レセプトの「特記事項」欄への記載につきましては、厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき「患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載が義務付けられています。

現在、本会では、保険者(市町村・国保組合)及び福岡県後期高齢者医療広域連合から第三者行為求償事務の委託を受け事務処理をおこなっているところです。

従って、本会におきましては、「特記事項」欄の「10 第三」の表示が、求償事務の該当レセプトを把握する上で、大変重要であり、必要不可欠となっております。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、第三者行為該当レセプトを保険請求される際は、レセプト「特記事項」欄に「10 第三」の記載について御協力をよろしくお願いします。

なお、既に上記内容の記載を頂いております保険医療機関におかれましては、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記まで連絡いただきますようお願いいたします。

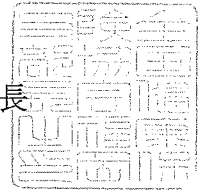
問合せ先 福岡県国民健康保険団体連合会 総務部 求償課 求償係 電話番号 092-642-7815
--

協福岡支部発第 100930-01 号

平成 22 年 9 月 30 日

福岡県医師会長 殿

全国健康保険協会福岡支部長



第三者行為事故にかかる求償事務へのご協力のお願い

本協会の健康保険事業の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関様におかれましては、第三者行為事故のレセプトへの記載及び患者様への届出のご説明など、本協会の業務に日頃よりご協力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、本協会では毎月のレセプト審査時に外傷たる傷病につき加入者様へ受傷原因確認を通じた第三者行為事故に係る届出の励行をしておりますが、未だ届出のない加入者様も多く見受けられることから、保険者として、当支部広報誌への掲載等、届出励行に取り組んでまいります。

福岡県医師会様におかれましても、第三者行為事故におけるレセプトの特記事項欄への表示、並びに窓口における加入者様への届出のご説明などにつき、別紙を添付させていただきますので、管下医師会会員様へのご配布方、よろしくお願い申し上げます。

今後とも医療費適正化の一環としての当支部取組みに、ご理解とご協力方よろしくお願いいたします。



各医療機関ご担当者 様

第三者行為事故にかかる求償事務へのご協力のお願い

本協会の健康保険事業の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関様におかれましては、第三者行為事故のレセプトへの記載及び患者様への届出のご説明など、本協会の業務に日頃よりご協力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、本協会では毎月のレセプト審査時に外傷たる傷病につき加入者様へ受傷原因確認を通じた第三者行為事故に係る届出の励行をしておりますが、未だ届出のない加入者様も多く見受けられることから、保険者として、当支部広報誌への掲載等、届出励行に取り組んでまいります。

医療機関様におかれましても、第三者行為事故におけるレセプトの特記事項欄への表示、並びに窓口における加入者様への届出のご説明など、引き続きご協力方、よろしくお願い申し上げます。

今後とも医療費適正化の一環としての当支部の取組みに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年9月30日

全国健康保険協会福岡支部
レセプトグループ